

太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

#### 太田市規則第24号の4

太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付規則の一部を改正する規則

太田市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付規則（令和3年太田市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第24条第3号の4イに規定する不法就労活動を行う者

(2) 前号に規定する不法就労活動を助長する者

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第1号中

「のことに必要の場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。」

を

「のことに必要の場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。」

また、自己または自社の役員等及び被雇用者は、出入国管理及び難民認定法に規定する不法就労又は不

法就労助長に該当する行為は行いません。

」

に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日施行する。